

消防の動き

355号

平成12年9月

阪神・淡路大震災をはじめとして、近年、災害は複雑多様化、大規模化しながら、相次ぎ発生しており、今年に入っても、有珠山や三宅島の噴火、伊豆諸島の地震、東海地方を中心とする豪雨災害など各種災害に対し、消防関係者の懸命の努力が続けられている状況にあります。

このような中で、住民の安全確保に万全を期する観点から、消防の対応力を強化することが喫緊の課題となっています。

すなわち、消防職団員を中心とする人的パワーや消防施設・設備等の物的パワーを充実させるとともに、消防組織の連携をさらに強め、消防の総合力を充実強化していくことがきわめて重要になってきています。

このため、小規模な消防本部の広域再編の積極的な推進、中核的消防本部を中心とした連携の強化、大規模災害等に際して広域的な応援に当たる緊急消防援助隊の一層の充実など、新時代に即した消防体制をめざして最大限の努力をしていく必要があります。

また、組織内・組織間や住民等との間の迅速・

消防の対応力の強化



総務課長

武田 文男

的確な災害関連情報の伝達が重要であり、IT革命に対応して、消防防災情報通信システムの高度化を積極的に進めなければなりません。

さらに、消防組織が、いざという時にその持てる力をフルに発揮するためには、日頃の訓練が大切であり、地域住民、自主防災組織、

災害ボランティア団体等との協力や防災関係機関との連携を図りつつ、各地域でいろいろな角度から工夫をこらした防災訓練に真剣に取り組むことが肝要であると考えます。

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を災害から守る、という重要な任務を有しており、住民の期待にこたえるべく、その対応力を一層強化していくことが求められています。

平成13年度の消防行政重点施策及び消防庁予算概算要求においては、このような観点を重視して各種の施策・予算を盛り込んでいるところであり、今後とも、消防の対応力の強化をめざし、積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

もくじ

● 巻頭言（消防の対応力の強化）	総務課長	1
● 平成13年度消防行政重点施策	総務課	2
● 平成13年度消防庁予算概算要求の概要	総務課	6
● 国際消防救助隊の派遣体制の充実強化	救急救助課	10
● 消防防災分野における情報化施策等の推進	防災情報室	11
● 伊豆諸島における火山活動・群発地震にかかる対応状況	防災課・震災対策指導室	13
● 有珠山の活動にかかる対応状況	防災課	17
● 北から南から「乙訓消防組合（日向市・長岡京市・大山崎町）」発足に向けて	京都府大山崎町消防本部	20
● 広報資料(11月分)	消防長 福田 靖男	21
・ 秋季全国火災予防運動	予備課	21
・ 11月9日は「119番の日」	総務課・防災情報室	23
・ 住宅防火対策の推進<住宅防火診断>	予備課	24
・ たき火による火災の防止	予備課	25
・ 住民参加による防災まちづくりの推進	防災課	26
● 最近の行事から	総務課	27
・ 平成12年防災功労者内閣総理大臣表彰式	総務課	27
・ 平成12年度救急功労者消防庁長官表彰式	救急救助課	28
・ アジア消防長協会総会	救急救助課	29
・ 平成12年度総合防災訓練の結果	震災対策指導室	30
・ 平成12年度「救急の日」及び「救急医療週間」の結果	救急救助課	32
・ シドニーオリンピック出場選手の消防庁長官表敬訪問	総務課	34
● お知らせ	消防研究所	35
・ 第48回全国消防技術者会議の開催	消防研究所	35
・ 消防庁辞令	総務課	35
・ 平成12年8月の通知・通達	総務課	36
● テレビによる防災キャンペーン（10月分）	防災課	36

平成13年度消防行政重点施策

総務課

○はじめに

我が国は、これまで幾多の災害を経験してきており、近年においても、戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災が発生し、その後も、地下鉄サリン事件、ナホトカ号海難事故、茨城県東海村ウラン加工施設における臨界事故のほか、各地における豪雨や台風による災害などが起きています。

本年に入っても、有珠山や三宅島などの噴火や伊豆諸島における群発地震などの自然災害、地下鉄日比谷線脱線事故や群馬県における化学工場爆発事故など、各地で住民生活の安全を脅かす災害・事故が相次いで発生しています。

このため、消防防災行政に重要な役割を担っている地方公共団体が、安全な地域社会づくりに向けその使命を十分に果たしていくことができるよう、今後とも各般の施策を強力に展開して消防防災行政の推進及びその体制の充実強化を図っていく必要があります。

そこで、平成13年度の消防行政重点施策においては、①総合的な防災対策の推進、②特殊災害対策の充実強化、③高度防災情報通信体制の整備促進、④消防の対応力の強化、⑤消防団の充実強化、⑥自主的防災活動の活性化、⑦救急・救助業務の充実・高度化、⑧住宅防火などの火災予防対策の推進、⑨危険物施設等の安全の確保、⑩技術革新等に対応した規制改革の推進、⑪消防防災技術に係る研究・開発の推進、⑫国際化への対応、の12項

目を柱として、消防防災行政を推進していくこととしています。

1. 総合的な防災対策の推進

地域の防災基盤を整備するため、阪神・淡路大震災以後の対策を踏まえつつ、防災拠点施設、防災行政無線等の防災情報システム、避難地、耐震性貯水槽の整備等を進めるほか、公共施設等の耐震化を推進する。また、地震防災対策特別措置法に基づき策定される地震防災緊急事業計画に係る国の財政上の特例措置の延長に向けての取組を踏まえ、今後の地震防災対策を充実強化する。

さらに、地方公共団体の防災体制の強化を図るため、都道府県、市町村を通じた災害時の初動体制の強化、地域防災計画の見直しの推進等を行う。特に、最近の火山災害の状況を踏まえ、火山周辺市町村における火山災害対策の強化を推進する。

加えて、広域防災拠点の整備等を推進するとともに、大規模災害発生時等において、緊急消防援助隊による広域消防応援の円滑な実施を確保するため、登録部隊の増加など、その体制の充実・強化を図る。

また、消防・防災ヘリコプターがおおむね全国的に配置されたことを踏まえ、その広域的活用を図るとともに、消防大学校における訓練施設の整備の推進等航空隊員等の教育訓練体制の充実を図る。

2. 特殊災害対策の充実強化

原子力災害については、東海村ウラン加工施設の臨界事故等を教訓とし、原子力災害対策特別措置法の制定及び防災基本計画の見直し等を踏まえ、地域防災計画の見直しの推進、消防活動マニュアルの活用、放射線防護資機材の整備等原子力防災体制の充実を図る。

また、石油コンビナート防災対策を充実強化するとともに、防災アセスメントに対する理解の増進と実施の推進を図る。

さらに、大深度地下災害や道路トンネル災害等の特殊災害について、関係省庁と連携を取りながら、適切な応急活動を実施するための具体的な方策の推進等、特殊災害対策の充実強化を図る。

加えて、特殊災害に対する広域消防応援活動を円滑に実施するため、緊急消防援助隊における特殊災害部隊の充実を図る。

3. 高度防災情報通信体制の整備促進

近年の情報化の進展を踏まえ、地域での情報基盤の強化を図りつつ、大規模災害に適切に対応するため、今後も災害に強い防災情報通信ネットワークの整備・充実を図る。

また、IT（情報通信技術）革命に対応した防災面での情報化を推進するため、衛星通信システムや消防・救急無線などのデジタル化の促進、防災GISを活用した災害時における消防防災活動支援システムの充実を図るとともに、消防防災機関における情報化推進施策の支援を図る。

さらに、画像情報の一層の活用等により国と地方公共団体との間の情報の共有化を図るとともに、小型衛星地球局用電話を開発するなど、高度防災情報通信体制の整備を一層推進する。併せて、情報システムのセキュリティ対策の充実を図る。

4. 消防の対応力の強化

複雑多様化する各種災害に適切に対処し、住民生活の安全の確保を図るため、消防施設の充実強化を重点的に推進する。

また、消防の対応力の強化を図るため、新たな広域再編計画の策定等により小規模消防の広域再編を積極的に進めるとともに、地域における中核的消防本部を中心とした連携のあり方等の新時代に即した消防体制について、検討を行う。

さらに、より実践的な教育訓練を実施するため、消防大学校において映像情報技術の活用等により教育訓練内容の高度化を図るとともに、その支援のもと消防学校等における地域衛星通信ネットワーク等を利用した効果的な教育手法の導入を図るなど、消防職団員等の教育訓練の充実強化を進める。

また、消防職員の高齢化の進展に対応した施策の検討等を行うとともに、消防職員委員会の適切な運営がなされるよう指導・助言を行う。

加えて、消防機関におけるサービス・機能の充実を図るため、一般行政部門等との連携を推進する。

5. 消防団の充実強化

地域防災のリーダーとしての消防団の役割が一層期待される中で、コミュニティに根ざした幅広い地域活動を積極的に推進するとともに、自主防災組織や事業所の自衛消防組織等との連携を進め、消防団を中心とした地域の消防防災体制の充実強化を図る。

また、地域活動への適応性の向上やイメージアップを図るための服制の改善、消防団での体験活動等を通じ、青年層・女性層の加入を促進する。

あわせて、施設・装備の充実強化、団員の処遇の改善及び公務災害の防止のための施策を行うなど、消防団の充実強化を積極的に推進する。

6. 自主的防災活動の活性化

平常時から、住民に防災に関する情報を積極的に提供することにより、防災意識の高揚を図る。また、自主防災組織等の大規模災害時における対応能力の向上、防災活動と福祉等他分野の活動との連携強化等を図ることにより、コミュニティ防災の活動環境を整備し、災害時に重要な役割を担う自主的な防災活動の活性化を促進する。

また、災害ボランティア団体と地方公共団体等との連携を推進するなど、災害ボランティアの活動環境を整備する。

7. 救急・救助業務の充実・高度化

救急救命士の養成、救急隊員に対する教育訓練の充実を図るほか、救急救命士に対する再教育を推進する等メディカルコントロール体制の充実による救急業務の高度化を推進する。

また、ヘリコプターによる救急業務については、出動基準ガイドラインに基づく出動体制の確立等その全国的展開を図るとともに、

運行不能期間中の代替機の確保方策や今後の整備計画を検討する。

さらに、高規格救急自動車や高度救命処置用資器材の整備を推進するほか、傷病者の救命効果の向上を図るため、バイスタンダー（その場に居合わせた人）により適切な応急手当が実施されるよう住民等に対し応急手当の普及啓発を推進する。

加えて、災害事象の複雑多様化に的確に対応するため、救助技術の高度化、救助に関する教育訓練体制の充実及び資機材の計画的な整備を図り、救助業務実施体制の充実強化を図る。

8. 住宅防火などの火災予防対策の推進

住宅火災による死者のさらなる低減を図るため、新しい住宅防火対策基本方針に基づき、地域主導型の幅広い連携の下に、高齢者を主な対象とした住宅防火対策をさらに推進するとともに、防火に関する情報の積極的な提供を促進する。

また、年々増加傾向にある放火火災の抑制と被害軽減を図るため、放火火災予防対策マニュアルに基づき、地域ぐるみの「放火されない環境づくり」と「放火による被害の局限化」等の放火火災予防対策のさらなる推進を支援する。

さらに、火災原因究明率を高めるため各消防本部における火災原因調査体制の整備等を支援するとともに、高度な技術を用いた消防防災システムの整備、防火管理体制の充実、効果的・効率的な立入検査の実施等により、建築物の大規模化、多様化等に対応した総合的な火災予防対策を実施する。

また、小規模な防火対象物や文化財に係る火災予防対策の充実について検討し、一層の推進を図る。

9. 危険物施設等の安全の確保

危険物施設等における事故件数が近年増加傾向に転じていることから、消防機関による立入検査等を強化するとともに、事業者の自主的な保安確保に資するよう、経済・社会情勢の変化を踏まえた危険物施設等の効果的な保安管理のあり方について検討し、事故防止の徹底を図る。

また、災害時における危険物等の情報を提供するデータベースの拡充、危険物等の事故データベースの構築を行い、危険物災害等への対応、危険物施設等の保安の確保に活用する。

さらに、ヒドロキシルアミンについては、消防法上の取扱いについて検討しているところであるが、このような危険物に該当しない物質で強い爆発危険性を有するものについて調査し、取扱いについて検討する。

10. 技術革新等に対応した規制改革の推進

ニーズの多様化や技術革新等に適切に対応するため、安全性の確保に十分配慮しつつ、消防用設備等や危険物の規制に関する技術基準の性能規定化、石油コンビナートにおける防災資機材の多様化・省力化など、社会的要請に対応した規制改革の一層の推進を図る。

また、各種手続の簡素化・効率化を図るため、消防防災の分野における申請・届出等の電子化を推進する。

11. 消防防災技術に係る研究・開発の推進

最近の科学技術の進展を踏まえつつ、安全で安心な地域社会づくりに資するため、独立行政法人消防研究所を活用した研究・開発を推進する。また、消防防災技術の高度化を促進するため、消防防災に係る技術について、最近の科学技術の動向や社会のニーズを十分把握し、より効率的に、かつ、充実した研究・開発を推進するための体制の整備を図る。

さらに、資源の再利用など環境保護についての社会的要請を踏まえ、消防用設備等のリサイクル・リユースに係る技術の研究・開発、ハロン代替消火剤の研究等を進める。

12. 国際化への対応

消防防災に関する共通の課題への対応を図るため、中国・北京消防訓練センタープロジェクト等開発途上諸国への消防技術協力や、アジア諸国を中心とした海外の消防関係者との交流など、消防における国際協力・交流を積極的に推進するとともに、海外における大規模災害発生に際して派遣される国際消防救助隊の充実強化を推進する。

また、消防機器等に係る国際規格及び国際基準の策定に積極的に参加するとともに、諸外国で導入が進んでいる危険物施設に係る新しい安全性評価手法、危険物の分類に関する試験方法等に関する調査研究を行う。

さらに、地球環境の保全に資するためハロン消火剤等の適正な管理を推進する。

平成13年度消防庁予算概算要求の概要

総務課

1. 概算要求基準

- (1) 平成13年度予算の概算要求については、8月1日に閣議了解された「平成13年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」に従って行うこととされたところではありますが、その基本的な考え方としては、「今後の財政運営については、公需から民需へのバトンタッチを円滑に行い、景気を本格的な回復軌道に乗せるよう引き続き全力を挙げつつ我が国経済の動向等を注意深く見ながら適切に対応するとともに、財政の効率化、質的改善に取り組むこととする」とともに、「平成13年1月より、中央省庁等改革による新省庁体制が発足し、平成13年度予算は新体制での初の満年度予算となることに鑑み、従来にも増して施策内容を総点検した上で編成する。また、新たに府省が再編されることを踏まえ、関係省庁は要求段階から緊密な連携を図る」こととされております。
- (2) 具体的には、平成13年度予算の概算要求に当たっては、
 - ア 前年度当初予算額に相当する額に、人件費に係る義務的経費の増を加算し、前年度当初予算における「配分重点化対象経費額」（文教及び科学振興費並びにその他の事項経費からそれぞれの経費中の人件費等に該当する額を控除した額の合計額に相当する額）に1,000分の19を乗じた額と平成12年度の九州・沖縄サミットの開催に必要な経費等（平成12年度予算における特殊要因分）を控除した額とすること

イ 日本新生プランの重要4分野であるIT革命の推進、環境問題への対応、高齢化対応及び都市基盤整備を中心に、新産業創造の観点で踏まえた人材育成や福祉・介護分野、科学技術等、21世紀における我が国経済社会の新生に特に資する施策に特段の予算配分を行うこととし、公共事業関係費を除く経費について、総額2,500億円の「日本新生特別枠（非公共）」を設定すること

ウ いわゆる「その他補助金等」については、その範囲の見直しを図りつつ、それぞれ所管ごとにその1割を削減すること等とされています。

これらを踏まえ、消防庁においては、平成13年度予算の概算要求を以下のとおり行うこととしました。

2. 消防補助金

(1) 分類

財政構造改革法により、地方公共団体に対する補助金については、「制度等見直し対象補助金等」と「その他補助金等」とに分類されており、この分類の考え方は、平成13年度の概算要求においても維持されています。これによると、消防補助金は、次のように整理されます。

ア 「制度等見直し対象補助金等」は、大震火災対策と特殊災害用消防に係る「施設もの」（公債発行対象経費）や「設備もの」であり、別表の「1 消防防災施設整備費補助金」と「3 消防防災設備

整備費補助金」が該当します。

イ 「その他補助金等」は、「制度等見直し対象補助金等」以外の「施設もの」や「設備もの」であり、別表の「2 市町村消防施設整備費補助金」と「4 市町村消防設備整備費補助金」が該当します。

(2) 要求の考え方

1で述べた概算要求基準を消防補助金にあてはめると、総額の約半分を占める「その他補助金等」、つまり、「2 市町村消防施設整備費補助金」と「4 市町村消防設備整備費補助金」の要求合計額は、平成12年度予算額の1割減（△10億11百万円）とならざるを得ません。

このように消防庁にとって大変厳しい要求基準となっておりますが、地方公共団体からの要望に適切に対応するため、次の点に重点を置きながら、災害に強い地域づくりを推進するために必要な消防補助金の所要額の確保に努めることとしました。

ア 最近の大規模災害発生時等における緊急消防援助隊などの広域応援の必要性の高まりを踏まえて、緊急消防援助隊の関係事業を拡充し、所要額を確保すること

イ 消防団の充実強化のため、関係事業の所要額を確保すること

ウ 地震防災対策の強化を図るため、関係事業の所要額を確保すること

(3) 要求内容

この結果、消防補助金全体では、対前年度2.4%増（4億56百万円増）の193億26百万円を要求することとしましたが、具体的には次のようになります（別表参照）。

ア 「制度等見直し対象補助金等」については、「1 消防防災施設整備費補助金」及び「3 消防防災設備整備費補助金」において、緊急消防援助隊関係の施

設及び設備について、新たに消防艇、消防ポンプ自動車、ヘリコプター等を補助対象に加えるなど、メニューの拡充と大幅な増額を行うことにより、地方公共団体の要望に積極的に応えられるよう、全体で対前年度16.7%増（14億67百万円増）の102億28百万円を要求することとしております。

イ 「その他補助金等」については、1割削減の結果、「2 市町村消防施設整備費補助金」は2億73百万円の減、「4 市町村消防設備整備費補助金」は7億38百万円の減、合計で10億11百万円の減となり、総額で90億98百万円となりますが、消防団活性化総合整備事業については11.4%の増、また、消防団拠点施設等整備事業については前年度同額とするなど、消防団の充実強化に資することができるよう配慮しております。

3. 特別枠

(1) 平成13年度予算の概算要求に当たっては、21世紀における我が国経済社会の新生に特に資する施策に特段の予算配分を行う観点から、公共事業関係費を除く経費について、総額2,500億円の「日本新生特別枠（非公共）」が設定されました。

(2) 消防庁としては、この特別枠の趣旨を踏まえ、一定の基準により算出される総務省要望枠400億12百万円のうち37億66百万円（ちなみに自治本省分は46億38百万円）を使って、次の事業を要望することとしております。

ア IT革命の推進

○消防防災分野の高度情報化の推進

18億 5百万円

・消防防災活動への通信衛星等の新たな活用方策の開発 6億64百万円
(小型衛星電話の開発等)

・ITを活用した消防力の効率的運用のためのシステム開発

7億95百万円

(GPSを活用したヘリコプター動態情報システムの開発等)

・インターネットを活用した被災住民向け災害情報システムの開発

3億46百万円

イ 環境問題への対応

○クリーンエネルギー源の安全性に関する研究施設の整備 12億47百万円

ウ 高齢化対応

○高齢化社会に対応した火災予防・通報システムの開発 3億82百万円

エ 都市基盤整備

○都市型放火火災の防止に向けた街づくり 2億28百万円

○大深度地下等における消防隊員の位置特定システムの開発 1億4百万円

(3) 各省庁ごとの特別枠の割当については、平成12年度の特別枠の配分実績に相当する額に、前述1②(ア)の配分重点化対象経費額の100分の5に相当する額と、各省庁ごとに50億円を基準とした基礎額を加算した額とされていることから、公共事業分を含めた「日本新生特別枠」全体の各省庁からの実際の要望額については、要望枠の2～3倍となっているとも伝えられていますので、今後の予算編成作業は大変厳しいものとなっていくものと予想されます。

(4) なお、平成13年度概算要求においては、中央省庁等改革の本旨を踏まえ、施策の融合化や事業間の連携を推進する等の観点から、それらの施策に対して特段の予算配分を行うこととし、公共事業関係費を除く経

費について、総額500億円の「日本新生特別枠(非公共留保枠)」が設定されていますが、この特別枠の要望については、8月末日を期限とする要望には含めず、その後の予算編成過程における検討を踏まえて要望を行うこととされています。

4. 消防補助金及び特別枠以外の消防庁の概算要求額

以上2及び3に述べた事項以外の消防庁の概算要求は、45億96百万円であり、前年度(サミット経費等の特殊要因を除く)に対し12.3%減(6億43百万円減)となっております。

このうち、主要な新規要求事項は次のとおりです。

- ・新時代に即した消防体制のあり方に関する検討
- ・文化財の火災予防対策の充実にに関する調査研究
- ・危険物等事故情報研究・活用システムの構築
- ・災害弱者施設の防災強化のための検討
- ・津波対策の推進に係るマニュアル作成
- ・情報ネットワークを活用した情報モニター整備の調査研究
- ・防災無線の高機能化の検討
- ・災害時における119番通報の集中状況を把握する仕組みの検討
- ・大規模地震災害発生時における人命検索のあり方の調査検討

なお、消防研究所が平成13年4月1日に独立行政法人化されることに伴い、今後独立行政法人消防研究所に要する経費については、施設の整備に要する経費であって公債発行対象経費であるものについては「施設費補助金」、それ以外の経常事務費、試験研究費等の経費については「運営費交付金」として、それぞれ消防庁予算の中で要求することとされております。

平成13年度消防庁予算概算要求額一覽

(単位：百万円、%)

事 項	12年度 予 算 額 (A)	13年度予算 概算要求額 (B)	比較増減 (B)-(A)(C)	対前年度比 (C)/(A)	備 考
1 消防防災施設整備費補助金	4,269	4,621	352	8.2	
(1) 大震災対策施設等整備費補助金	3,993	4,399	406	10.2	
(ア) 耐震性貯水槽	3,315	3,348	33	1.0	
(イ) 備蓄倉庫	163	164	1	0.6	
(ウ) 画像伝送システム	508	508	0	0.0	
(エ) 緊急消防援助隊関係施設	—	366	366	皆 増	拡充…消防艇
(オ) その他	7	13	6	85.7	
(2) 特殊災害用消防施設整備費補助金	276	222	△ 54	△ 19.6	
(ア) 林野火災対策防火水槽	229	175	△ 54	△ 23.6	
(イ) 林野火災用活動拠点広場	47	47	0	0.0	
2 市町村消防施設整備費補助金	2,729	2,456	△ 273	△ 10.0	
(ア) 防火水槽	1,469	1,258	△ 211	△ 14.4	
(イ) 救急用ヘリコプター離着陸場	15	15	0	0.0	
(ウ) 消防団拠点施設等整備事業	811	811	0	0.0	
(エ) 消防艇	119	38	△ 81	△68.1	
(オ) 消防広域化推進事業	70	73	3	4.3	
(カ) 消防車両動態管理情報システム	162	162	0	0.0	
(キ) 消防用高所監視施設	83	28	△ 55	△ 66.3	
(ク) 消防用ヘリコプター附帯施設	—	71	71	皆 増	
3 消防防災設備整備費補助金	4,492	5,607	1,115	24.8	
(1) 大震災対策設備等整備費補助金	4,270	5,376	1,106	25.9	
(ア) 大震災対策資機材	500	500	0	0.0	
(イ) 防災無線	2,431	2,563	132	5.4	
(ウ) コミュニティ防災資機材等整備事業	82	61	△ 21	△ 25.6	
(エ) 緊急消防援助隊関係設備	1,073	2,080	1,007	93.8	拡充等…
(オ) 画像伝送システム	168	168	0	0.0	
(カ) その他	16	4	△ 12	△ 75.0	
(2) 特殊災害用消防設備整備費補助金	222	231	9	4.1	
(ア) 林野火災対策資機材	35	30	△ 5	△ 14.3	
(イ) 石油コンビナート防災資機材	187	201	14	7.5	
4 市町村消防設備整備費補助金	7,380	6,642	△ 738	△ 10.0	
(ア) 消防ポンプ自動車	2,485	2,262	△ 223	△ 9.0	
(イ) 小型動力ポンプ付積載車	264	266	2	0.8	
(ウ) 小型動力ポンプ付水槽車	172	173	1	0.6	
(エ) 化学消防ポンプ自動車	351	322	△ 29	△ 8.3	
(オ) はしご付消防ポンプ自動車	1,275	1,180	△ 95	△ 7.5	
(カ) ヘリコプター	346	0	△ 346	皆 減	
(キ) ヘリコプターテレビ電送システム	74	0	△ 74	皆 減	
(ク) 消防緊急通信指令施設	777	777	0	0.0	
(ケ) 消防団活性化総合整備事業	509	567	58	11.4	
(コ) 救急業務高度化資機材緊急整備事業	990	972	△ 18	△ 1.8	
(サ) 救助資機材等総合整備事業	114	108	△ 6	△ 5.3	
(シ) その他	23	15	△ 8	△ 34.8	
I. 消防補助金計	18,870	19,326	456	2.4	
内 訳					
制度等見直し対象補助金等 1 + 3	8,761	10,228	1,467	16.7	
その他補助金等 2 + 4	10,109	9,098	△ 1,011	△ 10.0	
II. 特殊要因 (サミット、中央省庁等再編関連経費等)	2,399	0	△ 2,399	皆 減	
III. その他	5,239	4,596	△ 643	△ 12.3	
小 計	26,508	23,922	△ 2,586	△9.8	
(参考) 特殊要因を除く計	24,109	23,922	△ 187	△ 0.8	
IV. 日本新生特別枠	—	3,766	3,766	皆 増	
IT革命の推進	—	1,805	1,805	皆 増	
環境問題への対応	—	1,247	1,247	皆 増	
高齢化対応	—	382	382	皆 増	
都市基盤整備	—	332	332	皆 増	
合 計	26,508	27,688	1,180	4.5	

国際消防救助隊の派遣体制の充実強化

救急救助課

国際消防救助隊は、全国各地の消防救助隊員から編成され、我が国の国際協力の一環として派遣される国際緊急援助隊救助チームの中核として、海外の大災害における救助活動に積極的に参加しています。

昭和61年4月の発足時から現在までに、計11回の海外派遣実績を有しており、その高度な人命探索・救助技術を用いた救助活動に対して、被災国より高い評価が寄せられているところです。昨年は、コロンビア、トルコ及び台湾で発生した大規模地震災害に対して派遣が行われました。

消防庁においては、被災国からの出動要請後、速やかに国際消防救助隊を被災国へ派遣できる体制をさらに充実強化することを目的として、国際消防救助隊登録消防本部及び登録隊員数を現行の40消防本部501名体制から62消防本部591名体制に拡充いたします。

今後、関係都道府県及び消防本部と登録等の具体的な作業をすすめ、本年度末を目途に、新体制への移行を完了する予定としております。

国際消防救助隊登録本部の拡充

現行登録消防本部（40消防本部）
札幌市消防局
仙台市消防局
千葉市消防局
東京消防庁
川崎市消防局
横浜市消防局
名古屋市消防局
京都市消防局
大阪市消防局
神戸市消防局
広島市消防局
北九州市消防局
福岡市消防局
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部
郡山地方広域消防組合消防本部
川口市消防本部
市川市消防局
船橋市消防局
松戸市消防局
新潟市消防局
上越地域消防事務組合消防本部
静岡市消防本部
浜松市消防本部
岐阜市消防本部
東大阪市消防局
吹田市消防本部
堺市高石市消防組合消防本部
枚方寝屋川消防組合消防本部
西宮市消防局
尼崎市消防局
岡山市消防局
倉敷市消防局
福山地区消防組合消防局
下関地区広域行政事務組合消防本部
徳島市消防局
高松市消防局
長崎市消防局
佐世保市消防局
熊本市消防局
鹿児島市消防局

新規登録消防本部（22消防本部）
秋田市消防本部
高崎市等広域消防局
宇都宮市消防本部
茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部
浦和市消防本部
大宮市消防本部
川越地区消防組合消防本部
朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部
市原市消防局
佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部
柏市消防本部
相模原市消防本部
横須賀市消防本部
藤沢市消防本部
長野市消防局
松本広域消防局
金沢市消防本部
奈良市消防局
豊中市消防本部
守口市門真市消防組合消防本部
姫路市消防局
松山市消防局



平成11年9月 台湾で救助にあたる国際消防救助隊